

大田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の33の規定により認可地縁団体の清算が終了した旨の届出があったので、同法第260条の2第10項の規定により告示する。

令和6年4月5日

大田市長 楳野 弘和

1. 清算が終了した認可地縁団体

(1) 名 称 駅前・原口自治会

(2) 区 域

本会の区域は概ね、大田市久手町波根西1762番地14、久手町波根西1777番地4、久手町波根西1779番地6、久手町波根西1770番地6、久手町波根西2215番地、久手町波根西2221番地、久手町波根西2244番地3、久手町波根西2244番地2で囲まれた区域とする。

(3) 事 務 所 大田市久手町波根西1767番地13

(4) 清算人氏名 岡田 稔

(5) 清算人住所 大田市久手町波根西1767番地13

(6) 清算終了年月日 令和6年3月31日